

令和5(2023)年度
兵庫県立芦屋国際中等教育学校

PTA総会資料

書面表決

総会次第

議事

- ① 令和4年度事業報告
- ② 令和4年度収支決算報告
- ③ 会計監査報告
- ④ 令和5年度PTA本部役員・会計監査の承認
- ⑤ 令和5年度事業計画(案)の審議
- ⑥ 令和5年度収支予算(案)の審議
- ⑦ 規約改正についての審議

令和4年(2022)度事業報告

■ 本部及び運営委員会活動

4月	23日	令和4年度PTA総会(書面表決)
	26日	第1回PTA本部役員会(Web会議Zoom)
5月	14日	第1回PTA運営委員会
25日・27日・31日		校内ツアー「芦国を知ろう! 2022」
6月	17日・18日	文化祭 芦国Tシャツ・芦国タオル販売
	20日	第2回PTA本部役員会(Web会議Zoom)
	23日	学校評議委員会
7月	2日	第2回PTA運営委員会(Web会議Zoom)
8月	26日	第3回PTA本部役員会(Web会議Zoom)
	27日	オンライン進路学習会
9月	3日	第3回PTA運営委員会(Web会議Zoom)
	27日	体育大会 芦国Tシャツ・芦国タオル販売
10月	5日・6日	校内ツアー「芦国を知ろう! 2022」Season II
	29日	創立20周年記念式典
11月	26日	第13回PTAハッスルスports大会
12月	20日	PTA競技「ディスタンス邪魔入れ」・第1回ふるさと貢献活動「クリーンアップ芦屋」参加
	23日	第4回PTA本部役員会(Web会議Zoom)
1月	21日	第4回PTA運営委員会(Web会議Zoom)
2月	9日	合格者説明会 PTA入会申込書・令和4年度学年委員希望調査票配布
	27日	記念品贈呈式
	28日	卒業式
3月	2日	学校評議委員会
	8日	金融教育体験講座
	8日	新2年～新6年次学年委員希望アンケートフォーム配信
	13日	PTA予算委員会(Web会議Zoom)
	17日	3団体(生徒会・同窓会・PTA)会議(Web会議Zoom)
	24日	入学者説明会参加 PTA入会申込書・新1年生学年委員希望調査票回収
4月	7日	第5回PTA本部役員会
	8日	第5回PTA運営委員会
	10日	入学式
	11日	離任式
	22日	令和5年度PTA総会(書面表決)・新1年生学年委員選出・新旧PTA役員引き継ぎ会

文化委員会活動

5月	14日	第1回文化委員会
	24日	<食事班>文化委員会
	26日	<ドリンク班>文化委員会
	28日	第2回文化委員会
	30日	<食事班>文化委員会
6月	11日	第3回文化委員会
	16日	文化祭前日準備
	17・18日	文化祭にてPTAカフェ運営(食品、ドリンク販売)
7月	15日	文化祭の結果検証と体育大会のキックオフミーティング
8月	16日	第4回文化委員会*体育大会について
9月	3日	第5回文化委員会
	15日	第6回文化委員会
	20日	第7回文化委員会
11月	17日	PTA競技打ち合わせ
	26日	PTA競技リハーサル
12月	16日	第8回文化委員会
	20日	スポーツ大会、ふるさと貢献活動

広報委員会活動

5月	14日	第1回広報委員会
6月	9日	WEB「PTA1-Day講座スペシャル校内ツアー」記事公開
	18日・19日	文化祭取材
7月	4日	新HP移行WEB「文化祭」記事公開
	22日	WEB「新着任教員アンケート」記事公開
9月	3日	第2回広報委員会
10月	17日	WEB「体育大会」記事公開
	21日	WEB「科学部水 Rocket 世界大会出場お知らせ」記事公開
11月	8日	WEB「周年行事」記事公開
12月	20日	スポーツ大会、ふるさと貢献活動
	30日	WEB「スポーツ大会、ふるさと貢献活動」記事公開
1月	21日	第3回広報委員会
2月	28日	WEB「卒業記念特集」記事公開
3月		部活動成果発表記事

本部役員選考委員会活動

9月	7日	本部役員選考委員会
10月	13日	本部役員選考希望調査アンケート配布
	22日	本部役員選考希望調査アンケート集計
	31日	次年度本部役員候補者内定

各学年委員会活動

1年	5月	14日	1学期第1回学年委員会
		26日	1学期第2回学年委員会
	7月	2日	1学期第3回学年委員会
		9日	第1回学年懇親会
	9月	17日	2学期第1回学年委員会
	10月	15日	2学期第2回学年委員会
		18日	2学期第3回学年委員会
	2月	12日	3学期第1回学年委員会
		23日	3学期第2回学年委員会
3月	20日	学年親子懇親会	
2年	5月	17日	第1回オンラインミーティング
	6月	8日	第2回オンラインミーティング
	7月	1日	第3回オンラインミーティング
		5日	第1回学年懇親会
		28日	第1回学年懇親会記事作成
	10月	27日	第4回オンラインミーティング
	1月	18日	第5回オンラインミーティング
		31日	第6回オンラインミーティング
3月		第7回オンラインミーティング	
	20日	第2回学年懇親会	
3年	5月	14日	第1回学年委員会
	9月	24日	第2回学年委員会
	11月	4日	アートマイルプロジェクト記事作成
		22日	第3回学年委員会
	1月	27日	学年懇親会
3月		アートマイルプロジェクトⅡ記事作成	
4年	5月	21日	第1回学年委員会
	7月	1日	第1回学年懇親会
		22日	第1回学年懇親会記事作成
12月	20日	ふるさと貢献活動参加	
5年	5月	6日	第1回オンラインミーティング
		19日	第1回学年懇親会
	8月	26日	第2回オンラインミーティング
	9月	16日	第2回学年懇親会
12月	20日	ふるさと貢献活動参加	
6年	4月	26日	卒業証書ホルダー発注
	7月	5日	1学期学年懇親会
		18日	懇親会記事作成
	8月	26日	卒業式コサージュ発注
	10月	19日	卒業記念品ボールペン発注
	11月	17日	2学期学年懇親会
	12月	13日	卒業記念品エコバック発注
	1月	11日	卒業記念品アイシングクッキー発注
2月	27日	卒業式準備	

令和4(2022)年度 収支計算書

自.令和4年4月1日 至.令和5年3月31日

■一般会計

収入の部

(単位:円)

科目	予算金額	決算金額	差引残高	摘要
前年度繰越金	348,798	348,798	0	
会費	2,820,000	2,733,000	△ 8,700	500円×生徒数×12ヶ月
活動・製作収入	0	120,719	120,791	芦屋グッズ(Tシャツ・タオル・缶バッジ)、文化祭売上
雑収入	0	1,142	1142	預金利息、PTA名札他
寄付金	0	26,000	26,000	寄付口座より(寄付金3件分)
当期収入合計	(2,820,000)	(2,880,861)	(60,861)	
収入合計	3,168,798	3,229,659	60,861	

支出の部

(単位:円)

科目	予算金額	決算金額	差引残高	摘要
運営費	(930,000)	(714,310)	(△215,690)	
総務費	360,000	176,360	△ 183,640	交通費、各種負担金
事務費	80,000	67,668	△ 12,332	消耗品(印刷用紙、PTA名札、文房具)等、通信・印刷費
情報関連費	400,000	412,152	12,152	HP運営費、サイボウズ利用料、ZOOM利用料、オンラインバンク利用料等
渉外費	70,000	58,130	△ 11,870	PTA保険等
慶弔費	20,000	0	△ 20,000	生徒保護者慶弔費
事業費	(1,890,000)	(1,636,885)	(△253,115)	
学年活動費	80,000	24,013	△ 55,987	各学年懇親会活動費
文化活動費	10,000	550	△9,450	文化祭(袋代)
交流活動費	80,000	53,141	△26,859	オンライン/進路学習会、ハッスルスポーツ大会、金融教育セミナー等活動費
広報活動費	10,000	400	△9,600	HP投稿用写真代
部活動援助費	0	0	0	部活動援助費
課外活動援助費	150,000	52,305	△97,695	横断幕2枚
学校行事援助費	100,000	20,561	△79,439	体育大会、クリーンアップ芦屋活動費
図書充実費	310,000	288,821	△21,179	書籍
進路指導費	500,000	498,765	△1,235	進路関連図書・資料(過去入試問題集等)
国際交流援助費	0	0	0	
卒業関連費	280,000	305,909	25,909	卒業証書ホルダー、コサージュ、ペン、エコバッグ、クッキー購入、花束等
環境整備費	20,000	20,000	0	卒業式・入学式の花鉢(各10鉢x2=20鉢)
英字新聞費	0	3,040	3,040	英字新聞
その他活動・製作費	150,000	169,380	19,380	PTAグッズ製作・購入費
教育振興費積立金	100,000	100,000	0	教育改善等に関する活動のための積立金
周年行事積立金	100,000	100,000	0	周年行事開催のための積立金
予備費	348,798	0	△348,798	
当期支出合計	(3,168,798)	(2,351,195)	(△817,603)	
次年度繰越金		(878,464)		
繰越金	0	528,464		令和5(2023)年度へ繰越
寄付金	0	26,000		計350,000円
活動・製作収入分	0	120,719		「県立学校環境充実応援プロジェクト」寄付 ※令和5(2023)年度予算案参照
その他令和4年度収入分		203,281		
支出合計	3,168,798	3,229,659	60,861	

■ 寄付金(別通帳)

収入の部

(単位:円)

科目	予算金額	決算金額	摘要
前年度繰越金	0	0	
寄付金	0	36,000	寄付4件
収入合計	0	36,000	

支出の部

(単位:円)

科目	予算金額	決算金額	摘要
寄付金	0	10,000	指定部へ寄付1件(剣道部 22/12/20付)
寄付金	0	26,000	一般会計へ振替え3件
次年度繰越金	0	0	
支出合計	0	36,000	

令和4(2022)年度 収支計算書

自.令和4年4月1日 至.令和5年3月31日

■ 周年行事積立金(別通帳)

収入の部

(単位:円)

項目	予算金額	決算金額	摘要
前年度繰越金	2,688,283	2,688,283	
R4(2022)年度積立金	100,000	100,000	一般会計事業費より
芦国PTA20周年記念グッズ		471,025	制服キーホルダー代金
寄付金		250,012	芦国後援会より
20周年記念事業費折半分		771,291	同窓会より折半分
雑収入		17	利息
収入合計	2,788,283	4,280,628	

支出の部

(単位:円)

項目	予算金額	決算金額	摘要
芦国PTA20周年記念グッズ	0	471,025	制服キーホルダー代金
20周年記念事業費	0	1,823,464	記念誌、記念品、式典案内、装花、講演会謝礼、横断幕、その他記念行事経費
手数料	0	10,450	みなと銀行ビジネスWeb利用手数料(2022.7月~2023.3月分)
次年度繰越金	0	1,975,689	
支出合計	0	4,280,628	

■ 教育振興費積立金(別通帳)

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	収入済額	増減	摘要
R3(2021)年度繰越金	1,420,518	1,420,518	0	
R4(2022)年度積立金	100,000	100,000	0	事業費より
雑収入		12	12	預金利息
合計	1,520,518	1,520,530	12	支出なし 「県立学校環境充実応援プロジェクト」寄付 ※令和5(2023)年度予算案参照

監査報告

決算監査を実施した結果、適正であったことを報告いたします。
2023年4月8日

会計監査 須永 容子 会計監査 清村 佳美

令和5年(2023)度PTA本部役員・会計監査候補者一覧

本部役員	名前	学年等
会 長	佐藤 俊輔	4年
後期課程 副会長	川島 央	3年
前期課程 副会長	記村 尚義	2年
書 記	大西 美穂	5年
	杏井 美奈子	4年
会 計	辻 富士美	3年
顧 問	川崎 芳徳	学校長
総 務	福畠 一良	後期課程 教頭
	藤田 美保	前期課程 教頭
	上山 協子	事務長
会計監査	藤井 えり子	6年
	荒井 心み	6年

令和5(2023)年度事業計画(案)

内容	回数(期日)	備考
総会	1回(4月22日)	書面表決
本部役員会	6回程度	
運営委員会	6回程度	
各委員会	必要に応じ随時	
PTA広報ページ作成	必要に応じ随時	
ハッスルスポーツ大会	1回	
PTA1-Day講座	2回程度	
学年懇親会	1~3回	
制服等リユース品配布	2回程度	
進路学習会(学校と共催)	1回	
PTAホームページの更新・管理	随時	

また、下記の学校行事に協力参加する

■学校行事(予定)

6月	文化祭
9月	体育大会
11月	トライやる・ウィーク
3月	合唱コンクール
年2回(12月・3月)	ふるさと貢献活動「クリーンアップ芦屋」

令和5(2023)年度 収支予算(案)

令和5(2023)年度予算(案)について

近年、本校PTAではコンプライアンスに沿ったPTAを目指し、活動の見直しを行ってきました。そのなかのひとつとして今年度の予算案では、繰越金(※1)と教育振興費積立金(※2 次頁)において、適正使用の提案をさせていただきます。ご確認ください、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■目的 会費の会員への還元

※1 ※2 「県立学校環境充実応援プロジェクト」とは

「ふるさとひょうご寄附金の応援メニューの1つで、教育の一層の活性化を図るため、学校毎に寄附金活用事業を設定し、学校機能向上、学校の特色づくりや部活動の応援、教育環境の充実等に充てます。」※兵庫県教育委員会HPより抜粋

本校において、PTA運営委員会や生徒が授業で利用する管理棟2階会議室のエアコン設置を目標としています。

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
前年度繰越金	878,464	348,798	529,666	
当期収入				
会費	2,820,000	2,820,000	0	500円×生徒数(470人)×12ヶ月
活動・製作収入	0	0	0	PTAグッズの収入・文化祭収入
雑収入	0	0	0	預金利息他
合計	(2,820,000)	(2,820,000)	(0)	
収入合計	3,698,464	3,168,798	529,666	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
運営費	(1,490,000)	(930,000)	(560,000)	
総務費	720,000	360,000	360,000	交通費、各種負担金、事務員経費
事務費	240,000	80,000	160,000	消耗品(印刷用紙、PTA名札、文房具)等、印刷代、通信・印刷費 パソコン購入費(1台)等
情報関連費	460,000	400,000	60,000	HP運営費(396,000円)、HP用ケーブル料(10,478円)、 サイボウズ利用料(10,890円)、ZOOM使用料(23,454円)
渉外費	70,000	70,000	0	PTA保険等
慶弔費	0	20,000	△ 20,000	生徒保護者慶弔費
事業費	(1,490,000)	(1,890,000)	(△400,000)	
学年活動費	80,000	80,000	0	各学年親睦活動費等
委員会活動費	20,000	20,000	0	委員会活動費
チーム活動費	20,000	0	20,000	HPチーム・国際交流チーム活動費
交流活動費	80,000	80,000	0	ハッスルスポーツ大会、PTA1-Day講座、その他の企画
課外活動援助費	130,000	150,000	△ 20,000	横断幕、旅費・交通費
学校行事援助費	80,000	100,000	△ 20,000	クリーンアップ芦屋、ディベート大会等の横断幕・旅費・交通費
図書充実費	310,000	310,000	0	図書館等の書籍・資料の充実費
進路指導費	500,000	500,000	0	進路関連図書・資料費
卒業関連費	100,000	280,000	△ 180,000	証書ホルダー、コサージュ等
環境整備費	20,000	20,000	0	卒業式・入学式の花苗購入費
その他活動・製作費	150,000	150,000	0	PTAグッズの製作・購入費
教育振興費積立金	0	100,000	△ 100,000	教育改善等に関する活動のための積立金(今年度より積立廃止)
周年行事積立金	0	100,000	△ 100,000	周年行事開催のための積立金(今年度より積立一時中止)
寄付金	(350,000)		350,000	
前年度寄付金	26,000	0	26,000	
前年度活動・製作収入分	120,719	0	120,719	「県立学校環境充実応援プロジェクト」寄付 ※1
前年度繰越金	203,281	0	203,281	
合計	3,330,000	2,820,000	510,000	
予備費(繰越金)	368,464	348,798		
支出合計	3,698,464	3,168,798	529,666	

■ 寄付金(別通帳)

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
2022年度繰越金	0	0	0	
2023年度寄付金	0	0	0	
合計	0	0	0	

令和5(2023)年度 収支予算(案)

■ 周年行事積立金(別通帳)

収入の部 (単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
2022年度繰越金	1,988,394	2,688,283	△ 699,889	
2023年度積立金	0	100,017	△ 100,017	(今年度より積立一時中止)
合計	1,988,394	2,788,300	△ 799,906	

※10年ごとの周年行事積立金。
繰越金が十分のため、該当年度に在学する会員にて検討。

■ 教育振興費積立金(別通帳)

収入の部 (単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
2022年度繰越金	1,520,530	1,420,518	100,012	
2023年度積立金	0	100,012	△ 100,012	(今年度より積立廃止)
合計	1,520,530	1,520,530	0	「県立学校環境充実応援プロジェクト」へ寄付 ※2

兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTA規約の改正について(案)

規約第6条4項に基づき、次のように規約の改正を提案いたします。

①改正理由 円滑な運営のため文言追加()ならびに文言変更()。

第2章組織

<会員>

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。

2 この会へは自由意志で入会し、また退会できる。

3 この会の入会希望者は、入会届を提出する。

4 この会の退会は下記のとおりとする。

イ)自動退会:子の卒業、転校または転勤校の移動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって自動退会となる。

ロ)任意退会:自由意志によって退会するものは退会届を提出する。納入済み会費は返還しない。

<総会>

第6条 定例総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回開催し、役員・会計監査の決定の承認を得るとともに、予算及び決算、その他重要事項を審議する。

2 総会は、委任状を含め、家庭数の3分の1以上をもって成立する。

3 総会の議決権は出席者の過半数をもって認める。

4 規約の改廃は、総会の決議を経て、総会の過半数の承認を得なければならない。

5 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき及び家庭数の2割以上の要求(趣旨・署名)がある時、会長がこれを召集する。

6 総会及び臨時総会の開催は、運営委員会承認を得て、書面またはWebにて開催することができ、書面またはWebによる回答の過半数をもって議決することができる。また全ての総会は同じ効力を持つ。

②改正理由 個人情報取扱事業者における条項ならびに規則の追加。

第5章その他

<個人情報保護取扱>

第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

◆第19条以降、条項番号の繰り上げ

■施行期日 この規約は、令和5年4月22日より施行する。

兵庫県立芦屋国際中等教育学校個人情報取扱規則

<目的>

- 第1条 兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTA(以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

<責務>

- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

<管理者>

- 第3条 本会における個人情報保護管理者(以下、「管理者」という。)は、PTA会長とする。
- 2 管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
 - 3 管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

<取扱者>

- 第4条 本会における個人情報の取扱者は、PTA役員ならびに各チーム代表者とする。

<秘密保持義務>

- 第5条 管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

<収集方法>

- 第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を明示し、適正かつ公正な手段によって行う。
- 2 管理者・代理管理者以外が個人情報を収集するときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。

<利用>

- 第7条 取得した個人情報は、下記の業務遂行・目的のために利用する。
- (1) 会費集金、業務管理、その他の文書の配付、掲示及び連絡等
 - (2) 参加者名簿、役員名簿、委員会名簿等の作成および掲示等

<利用目的による制限>

- 第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を取り扱ってはならない。

<安全管理及び保管等>

- 第9条 本会は保有する個人情報の安全性を確保するため、別途「個人情報取扱内規」を定め、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止に努めるものとする。
- 2 不要となった個人情報は管理者指示のもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
 - 3 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはウイルス対策ソフトを入れるなど、適切な状態で保管することとする。持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
 - 4 個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

<第三者提供の制限>

第10条 個人情報下記に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合
- (4) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合

<個人情報の共同利用>

第11条 芦屋国際中等教育学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

<第三者提供に係る記録の作成等>

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保管する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

<第三者提供を受ける際の確認等>

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保管する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

<情報開示等>

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

<漏えい時などの対応>

第15条 個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

<研修>

第16条 本会は、PTA役員ならびに各チーム代表者に対して、個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

<苦情の処理>

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

<改正>

第18条 本会の「個人情報取扱規則」は運営委員会において改正し、総会にて報告する。

<雑則>

第19条 HP掲載の個人情報取扱方針ならびにサイトポリシーは運営委員会において変更する。

附 則

<施行期日>

- 1 この規則は令和5年4月22日より実施する。

兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTA規約(案)

第1章 総則

<名称>

第1条 本会は兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTAと称する。本会の事務所は兵庫県立芦屋国際中等教育学校内に置く。

<目的>

第2条 本会は、家庭と学校の連絡を密にして、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする社会教育団体であり、特定の宗教や政党の色彩及び営利を目的としない。

<活動方針>

第3条 本会の目的を達成するために、次の方針により活動を行う。

- (1) 学校教育の目的を達成するため、学校の事業に対して協力する。
- (2) 家庭や地域社会における生徒の健全育成の充実を図る。
- (3) 生徒の健全育成を図るため、保護者、教職員のための研修活動を行う。

第2章 組織

<会員>

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。

2 この会へは自由意志で入会し、また退会できる。

3 この会の入会希望者は、入会届を提出する。

4 この会の退会は下記のとおりとする。

- イ)自動退会:子の卒業、転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって自動退会となる。
- ロ)任意退会:自由意志によって退会するものは退会届を提出する。納入済み会費は返還しない。

<機関>

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 学年委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 文化委員会
- (7) 予算委員会
- (8) 本部役員選考委員会

<総会>

第6条 定例総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回開催し、役員・会計監査の決定の承認を得るとともに予算及び決算、その他重要事項を審議する。

2 総会は、委任状を含め、家庭数の3分の1以上をもって成立する。

3 総会の議決権は出席者の過半数をもって認める。

4 規約の改廃は、総会の決議を経て、総会の過半数の承認を得なければならない。

5 臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき及び家庭数の2割以上の要求(趣旨・署名)がある時、会長がこれを召集する。

6 総会及び臨時総会の開催は、運営委員会承認を得て、書面またはWebにて開催することができ、書面またはWebによる回答の過半数をもって議決することができる。また全ての総会は同じ効力を持つ。

<運営委員会・本部役員会・各委員会>

第7条 運営委員会は、本部役員、顧問、総務及び学級委員をもって構成し、年6回程度開催する。

運営委員会は総会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて細則、規定の改廃・制定を定員の過半数の承認をもって行うことができる。

2 本部役員会は、役員をもって構成し、年6回程度開催する。ただし、役員会には必要に応じて学年委員長・広報委員長・文化委員長が出席するものとする。

3 学年委員会は、各学年ごとに設置し、各学年の学年委員で構成する。

4 広報委員会は、学年委員からなる広報委員で構成する。

5 文化委員会は、学年委員からなる文化委員で構成する。

6 予算委員会は、本部役員及び総務をもって構成する。ただし、必要に応じて各委員会委員長等が出席するものとする。

7 本部役員選考委員会は、学年委員からなる本部役員選考委員をもって構成する。また、必要に応じて本部役員が出席する。

8 各委員会には、各委員の互選による正副委員長を置き、必要に応じて随時開催する。

ただし、予算委員会の委員長、副委員長は、会長、副会長とする。

第3章 役員及び委員等

<役員>

第8条 本会の役員は下記の通りとする。

本部役員6名 学年委員24名 顧問(前会長・校長) 総務(教頭・事務長)

<本部役員>

第9条 本会の本部役員は下記の通りとする。

<委員> 会長1名 副会長2名(前期課程1名、後期課程1名) 書記2名 会計1名

第10条 本会の委員は下記の通りとする。

学年委員24名(文化委員12名、広報委員12名) 教職員(若干名)

<会計監査>

第11条 会計監査は2名とする。

<本部役員・学年委員・会計監査の任務>

第12条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理を務める。
- 3 書記は本会の活動状況を記録し、会員に通知する。
- 4 会計は本会のすべての収入支出の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧に供するとともに、必要に応じて会計報告をする。
- 5 学年委員は、各学年の懇親会等の企画・運営を行う。
- 6 学年委員のうち文化委員は、PTAの文化活動の企画・運営を行う。
広報委員は、PTAの広報活動を行う。
- 7 本部役員選考委員は、次期役員及び会計監査の選出に係る事務を行う。
- 8 会計監査は、本会の会計の監査にあたり、総会において内容を報告する。
また、本部役員会に出席することができる。

<本部役員・会計監査・委員の選出>

第13条 本部役員選考委員は、会員全体に対して、本部役員への希望調査を実施し

本部役員候補者を本部役員選考委員会へ推薦する。

- 2 前項の規定により本部役員選考委員会に推薦された者の互選により、会長、副会長、書記、会計候補者を
選出し、総会において決定する。本部役員選考委員会委員長は会を総括し、総会において選考経過を報告する。
- 3 会計監査は、本部役員経験者の中から本部役員選考委員会が選出し、総会において承認を得る。
- 4 学年委員は、学年ごとに4名選出し、4名のうち2名ずつが広報委員・文化委員を担当する。
- 5 本部役員選考委員は、1年生から5年次生までの各学年委員の中から1名ずつ選出する。

<役員・委員・会計監査の任期>

第14条 本部役員・委員・会計監査の任期は、いずれも1年とし、再任を妨げない。

- 2 本部役員・委員・会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会に一任する。

第4章 会 計

<会計年度>

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

<会 費>

第16条 会員は会費として毎月500円を納めるものとする。ただし、家庭の事情により収めることのできない
ものは会長及び顧問の判断により会費の免除を受けることができる。

第17条 本会の経費は会費をもってあてる。

第18条 本会所有の会費は会計がこれを保管し、運営委員会で指定した金融機関に預金する。

第5章 その他

<個人情報保護取扱>

第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第20条 本会の活動上必要な事項は、運営委員会の決議を経て別に細則を定める。

第21条 本会の活動上必要に応じて、各種委員会を運営委員会の決議を経て設置できる。

附 則

<施行期日>

1 この規約は平成15年5月より実施する。

(平成17年4月29日改訂)

(平成18年4月29日改訂)

(平成19年4月28日改訂)

(平成21年4月25日改訂)

(平成25年4月27日改訂)

(平成29年4月23日改訂)

(令和2年5月15日改訂)

(令和4年4月23日改訂)

(令和5年4月22日改訂)

■ 本部役員・学年委員・会計監査の選出に関する細則

<役員等の選出に際しての配慮事項>

第1条 兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTA規約第13条に規定する本部役員、学年委員及び会計監査の選出にあたっては、次の事項に配慮し、該当者より辞退届が提出された場合は受理することとする。

- (1) 過去2年以内に、本部役員、会計監査、学年委員を経験している。
- (2) 次年度に他校の役員が内定している。
- (3) その他、本部役員選考委員会がやむを得ない事情があると認められる場合。

附 則

<施行期日>

1 この規約は平成15年5月より実施する。

(平成18年4月29日改訂)

(令和2年5月15日改訂)

■ 課外活動に関する細則

本細則は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校の生徒による課外活動の活性化を目的として、本校PTAがその予算において、生徒が課外活動に関して大会に参加するために要する旅費(交通費・宿泊費)を補助し、また、課外活動における優秀な成績を称える掲示を出すための費用を支出し、これらの補助・支出に当たり、予算を公平・公正かつ適時に執行するために制定する。

第1条 旅費の補助対象

本細則で旅費の補助対象となる課外活動に関する大会とは、部活動、同好会、その他、ディベート大会など、生徒たちの部活動に準ずる、文化的または体育的活動に関する大会で、以下の条件をすべて満たすものとする。

ただし、部活動、同好会に関しては、(4)(5)を条件としない。

- (1) 学校長が参加を承認したもの
- (2) 県の代表、またはこれに準ずるか、それ以上の資格で参加するもの
- (3) 大会が、兵庫県芦屋市・西宮市・宝塚市・伊丹市・尼崎市・神戸市東灘区・神戸市灘区以外の場所で開催されるもの
- (4) 学校の教職員が顧問として帯同するもの
- (5) 生徒が公平に参加の機会を与えられたもの

第2条 旅費の補助金額

1 1大会あたりの旅費の補助金額は以下のとおりとする。なお、(1)(2)の合計額の上限は、1大会あたり5万円とし、かつ、参加生徒1人あたりの上限を1万円とする。

(1) 参加する生徒全員の交通費の半額

(2) 宿泊を伴う場合は、(1)のほかに、参加する生徒全員の宿泊費(税込)の20パーセントに相当する金額

- 2 前項でいう生徒全員には、大会参加者に加え、顧問たる教職員が帯同するのを適当と判断して、帯同する生徒を含む。
- 3 第1項の交通費は、その算出の起点を兵庫県立芦屋国際中等教育学校とし、学割及び団体割引等の割引を適用できる場合は、それら割引を適用後の金額を基準とする。また、大会主催者等から補助がある場合には、その額を控除した後の金額を基準とする。
- 4 第1項の宿泊費は、大会要項に定めがある場合は、その金額を基準とする。また、大会主催者等から補助がある場合にはその額を控除した後の金額を基準とする。
- 5 1会計年度において、同一の部、同好会その他の団体に対する旅費の補助金額の上限は5万円とする。

第3条 旅費補助の手続

- 1 旅費の補助は、学校長または大会に参加する生徒の保護者が補助を申請し、運営委員会が承認した場合に限り、実施する。
- 2 申請から補助対象の大会が開催されるまでの間に、運営委員会が開催されない場合など緊急を要する場合は、役員及び会計監査と協議の上、補助を実施するかどうかを決定することができ、この場合、会長は、直後の運営委員会にて、この決定を報告する。

第4条 掲示

- 1 学校が課外活動における優秀な成績を称える掲示を出す場合に必要な費用を支出する。
- 2 前項による費用の支出対象となる、課外活動における優秀な成績とは、第1条(1)(2)の条件をいずれも満たす場合をいう。
- 3 本条による費用の支出には、運営委員会の承認を要する。ただし、適切な時期に掲示を行うために必要な場合、会長は、役員及び会計監査と協議の上、本条による支出をするかどうかを決定することができ、この場合、会長は、直後の運営委員会にて、この決定を報告する。

第5条 財源

本細則による補助・支出の財源は、原則、部活動及び同好会に関する大会・掲示については、課外活動援助費、その他の大会・掲示については、学校行事援助費とする。

附 則

<施行期日>

- 1 この規定は平成30年5月より実施する。
(令和2年5月15日改訂)

■ 兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTA弔慰規定

<弔 慰>

第1条 会員に対する弔慰については次のとおりとする。

- (1) 在籍中の生徒または保護者の死亡 香料10,000円もしくは供花
- (2) その他、運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会で審議する。
- (3) その他、会長に一任する。

附 則

<施行期日>

- 1 この規定は平成15年5月より実施する。
(平成17年4月30日改訂)
(平成22年4月18日改訂)

■ 細則 兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTAホームページ運用規定

第1条 この規程は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTAホームページ(以下「ホームページ」という)の運営について定める。

第2条 ホームページは、会員の情報発信を主な目的として開設し、原則として次のものを掲載する。

- (1) PTAから会員への連絡
- (2) PTA活動や行事の案内
- (3) その他、PTAが必要と認めたもの

附 則

<施行期日>

- 1 この規定は令和2年5月15日より実施する。
(令和3年4月3日改訂)
(令和4年4月23日改訂)